

令和7年度 就学援助費給付計画

(4月1日付 通常認定の場合)

扶助の種類	支給予定時期	小学校及び 義務教育学校前期課程	中学校及び 義務教育学校後期課程
		支給予定額(円)	支給予定額(円)
修学旅行費	実施後	補助対象経費内	補助対象経費内
新入学児童生徒 学用品費	6月下旬	57,060	63,000
学用品費 通学用品費	6月下旬 (前期分)	第1学年 5,815 その他の学年 6,950	第1学年 11,365 その他の学年 12,500
	10月下旬 (後期分)	第1学年 5,815 その他の学年 6,950	第1学年 11,365 その他の学年 12,500
校外活動費 (宿泊を伴わない)	実施後	交通費及び見学科のみ (限度額 1,600)	交通費及び見学科のみ (限度額 2,310)
校外活動費 (宿泊を伴う)	実施後	交通費及び見学科のみ (限度額 3,690)	交通費及び見学科のみ (限度額 6,210)
通学費	11月下旬(前期分) 2月下旬(後期分)	最も経済的な経路及び方法 により通学する場合の交通 費の額	最も経済的な経路及び方法 により通学する場合の交通 費の額
給食費	2か月分の実績に 基づき翌月支給 (給食費から引き去り)	1食単価の7割相当額 (食数の実績により支給)	1食単価の7割相当額 (食数の実績により支給)
オンライン学習通信費	6月下旬 (前期分)	一家庭につき	7,500
	10月下旬 (後期分)	一家庭につき	7,500

- 1 支給の対象となる修学旅行費は、交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料並びに参加者全員が負担することとなるその他の経費(ただし、おやつ代、体験料等は除く)
- 2 通学用品費については、小・中学校とも1学年には支給しない(新入学児童生徒学用品費に含む)
- 3 通学費については、小学校にあっては通学距離が片道4km以上、中学校にあっては通学距離が片道6km以上の場合で交通機関を利用している場合(通学費の申請には領収書・定期券の写しが必要)ただし、特別支援学級在籍の場合は距離制限なし
- 4 JR利用者の通学費については、JR通学6ヵ月定期券2枚分相当額を支給上限とする
- 5 オンライン学習通信費については、常にWi-Fi等オンライン学習ができる環境にある家庭が対象

担当：学校保健給食課 学校保健・支援係 電話：0857-30-8416